

# おおくま

発行：大熊町役場企画調整課  
 所在地：福島県会津若松市追手町2番41号  
 電話：フリーダイヤル0120-26-3844(代表)  
 E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp  
 ブログ大熊町  
<http://blog-okuma.jugem.jp/>  
 大熊町公式ホームページ臨時サイト  
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

## お知らせ版

2012年7月15日

### 平成25年度大熊町職員 (高校卒程度)採用候補者 試験のお知らせ

#### ◆試験職種及び採用予定人員

◇試験職種 一般事務  
 ◇採用予定人員 若干名

#### ◆受験資格

昭和53年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で高校を卒業または卒業見込みの者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人または被保佐人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

#### ◆試験の方法

##### (1) 第1次試験

教養試験 職員として必要な一般知識および知能について、択一式による筆記試験を行います。

##### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験および小論文試験を行います。

#### ◆資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

#### ◆試験の期日、場所及び発表

##### (1) 第1次試験

○期日 平成24年9月16日(日)

○受付 午前9時～9時30分

○教養試験 午前10時～12時

○試験場

福島市杉妻町3-45  
杉妻会館

電話024-523-5161  
○発表

平成24年10月中旬  
役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。

##### (2) 第2次試験

後日通知します。

#### ◆合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に町長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 初任給は本町の給料表によるが、このほか通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

#### ◆受験手続きおよび受付期間

##### (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、大熊町役場会津若松出張所総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手をはった宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。

##### (2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、大熊町役場会津若松出張所総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は80円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「高卒程度試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した

本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、または受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。)

##### (3) 受付期間

平成24年7月17日(水)から同年8月10日(金)まで(午前8時30分～午後5時15分の勤務時間中に限ります。)

郵便による申込書の提出の場合は、同年8月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

#### ◆その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、大熊町役場総務課に問い合わせてください。

郵便で問い合わせる場合は、80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(3) 試験会場は駐車場が少ないため、公共交通機関を利用してください。

#### 【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所  
総務課

**後期高齢者医療被保険者証(保険証)の送付について**

現在ご使用いただいている平成23年度の保険証は、有効期限が平成24年7月31日までとなっております。このことに伴い、8月1日からご使用いただく平成24年度の保険証を7月24日(火)に簡易書留にて郵送いたします。

郵送先は役場に登録されている避難先の住所となりますので、お手元に届くまで今しばらくお待ちください。万一、保険証が7月30日(月)まで届かない場合は役場住民課国保年金係までお問い合わせください。

なお、有効期限の切れた保険証(オレンジ色の証)は、8月1日以降役場住民課までお持ちいただくか、ご自身で細かく切って破棄してください。

**【お問い合わせ先】**  
大熊町役場会津若松出張所  
住民課国保年金係

**平成24年度所得証明書・課税証明書の発行時期について**

今年度の住民税の課税時期の変更に伴い、平成24年度の所得証明書および課税証明書を発行することができませんでしたが、住民税を特別徴収(給与から天引き)する方につきましては、7月17日(火)より発行が可能となります。

また、それ以外の方につきましては8月15日(水)より発行可能となる予定ですので、今しばらくお待ちください。

**◎住民税の課税時期の変更に ついて**

- ・ お勤めの方の給与から納める特別徴収につきましては、7月中頃に通知し、納期は8月から翌年5月までの10回となります。
- ・ 個人で納める普通徴収につきましては、8月中頃に通知し、納期は8月、10月、12月、翌年2月の4回となります。

**【お問い合わせ先】**  
大熊町役場会津若松出張所  
税務課

**内部被ばく検査の受検方法の変更について**

現在大熊町では「ひらた中央クリニック(石川郡平田村大字上蓬田字清水内4)」と協定を締結し、内部被ばく検査を行っています。これまでは、対象年齢を設定し年齢の若い方から検査を行っていましたが、今後は年齢に関係なく検査を受けることが可能となりました。

内部被ばく検査を希望する方は、ひらた中央クリニックの予約専用フリーダイヤルに直接お申し込みください。

**◆予約専用フリーダイヤル**  
0120-064771

**◆対象者** 大熊町民  
※年齢制限無し

**◆検査内容**  
ホールボディカウンタによる内部被ばく検査

**◆検査料金** 6千円  
※本来の検査料金は1万2千円ですが、協定により半額の6千円で検査ができます。

※検査料金、交通費の負担分は、原子力損害賠償の「その他」の欄で対象となりますので、領収書は保管してください。

**【お問い合わせ先】**  
大熊町役場会津若松出張所  
生涯学習課

**動物(犬・猫等)の飼い主のマナー**

犬や猫を飼うにもルールとマナーがあります。ふんの後始末や放し飼いなどが、問題になっていきます。避難先の周囲の方に迷惑をかけているとしたら、正しい飼い方とはいえません。ルールとマナーを守り、家族の一員として責任を持って飼いましよう。

- ・ 仮設住宅では、室内飼育をする。
- ・ 散歩中のふんは必ず持ち帰る。
- ・ 犬の放し飼いはしない。
- ・ 猫は室内飼育をする。
- ・ ペットは絶対に捨てない。
- ・ 無理な多頭飼育はしない。

**【お問い合わせ先】**  
大熊町役場会津若松出張所  
生活環境課

**平成25年度双葉地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験**

双葉地方広域市町村圏組合職員採用候補者試験を次に行います。

**◆試験職種、採用予定人員および職務内容**

- ◇試験職種 消防
- ◇採用予定人員 4人程度
- ◇職務内容 消防業務に従事します

**◆受験資格**

昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれたもので自動車運転免許(普通自動車以上「AT限定免許を除く。」「取得者または平成25年3月末日まで免許取得見込みのもの。(学歴は問いません。)

◎身体の基準は、次のとおりです。

- ・ 胸囲 身長の概ね2分の1以上であること。
- ・ 視力 両眼とも矯正視力が0.7以上であること。
- ・ 聴力 正常であること。

その他 精神および身体に障がないこと。結核性疾患、その他感染性疾患がないこと。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者。
- ② 成年被後見人または被保護人。(准禁治産者を含む。)
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者。
- ④ 国家公務員および地方公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

⑤ 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。

◆試験の方法

高等学校卒業程度で次により行います。

①第1次試験

①教養試験  
社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能の試験です。

②適性検査

消防職員としての適応性を、性格的な面からみる検査です。

(2)第2次試験

第1次試験合格者に対して、次の試験を行います。  
体力測定、小論文、個別面接  
なお、第2次試験時に指定した様式による健康診断書を持参してください。

◆資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

◆試験の期日、場所および発表

(1)第1次試験

○期日  
平成24年9月16日(日)

○時間

・受付  
午前9時～9時30分

・教養試験

午前10時～12時  
・適性検査  
午後0時10分～0時35分

○場所

杉妻会館  
福島市杉妻町3-45

○発表

平成24年10月当組合掲示場、当組合ホームページに受験番号を掲示するほか受験者全員に通知します。

(2)第2次試験

○期日等

第1次試験合格通知の際にお知らせします。

○発表

第2次試験の時にお知らせします。

◆合格者の採用

(1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に管理者が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。

(2) 採用者は、福島県消防学校に6カ月間入校し、初任科教養訓練を行います。

(3) 初任給は、双葉地方広域市町村圏組合の給料表によ

るが、この他通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤続手当等が支給されます。

(4) 採用者には、制服制帽のほか、活動衣、靴、ネクタイ等の被服を現品で貸与します。

◆受験手続および受付期間

(1)申込用紙の請求

◇受験申込書交付場所

①双葉地方広域市町村圏組合事務局  
〒963-0531  
郡山市日和田町高倉字追越89 県中浄化センター内  
電話024-958-1751

②消防本部  
〒979-0402  
広野町大字下北迫字二ツ沼44-15  
JFAアカデミー株荘内  
電話0240-2518523

③植葉分署  
(警戒区域外になります。)  
〒979-0513  
植葉町大字山田岡字仲丸1-110

④川内出張所  
〒979-1201  
川内村大字上川内字早渡11-4

申込用紙は、前記①～④で交付します。③において交付を受ける場合は検問所があり、ますので、「植葉分署にて試験申込用紙受領のため」と申出てください。(その際、身分証の提示を求められる場合があります。)

また、郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手をはった宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封し上記表①の事務局まで送付してください。

(2)申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、双葉地方広域市町村圏組合事務局に提出してください。申込書を郵送する場合は、80円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「職員採用試験申込」と朱書きし、送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、または受験票に写真の貼っていない場合は、受験できません。)

(3)受付期間

平成24年7月11日(水)から8月10日(金)まで。  
(ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

郵便による申込書提出の場合、8月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

◆その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、双葉地方広域市町村圏組合事務局総務課および消防本部総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、80円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

【お問い合わせ先】

双葉地方広域市町村圏組合  
電話024-958-1751  
消防本部  
電話0240-2518523

賠償・支援相談窓口を開設しています

大熊町では、原発賠償補償金の請求手続きなどを司法書士に相談ができる「賠償・支援相談窓口」を、大熊町役場会津若松出張所内に開設しています。

- ◆相談日 毎週 火曜日・木曜日 午後1時～4時
  - ◆場所 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内
  - ◆相談料 無料
  - ◆協力 福島県司法書士会会津支部
- 【お問い合わせ先】 企画調整課

**原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所支所が開設されました**

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所では、和解仲介の申立に関してできる限り被害者の居所等の近くで話し合いを実施するなど、きめ細やかな対応を実施するため、福島県内に新たに4カ所の支所を設置し、7月2日より業務を開始しました。

**◆支所の名称および設置場所**

○**東北支所**  
福島市市民会館503号室  
(福島市霞町1-52)

○**会津支所**

プレハブ庁舎(新規に建設)  
(会津若松市一箕町松長1-17-62)

○**いわき支所**

いわき市文化センター第2会議室

(いわき市平字堂根町1-4)

○**相双支所**

福島県南相馬合同庁舎403会議室

(南相馬市原町区錦町1-30)

広報おおくま7月1日号に掲載しました「義援金をお寄せいただいた方々」の中に誤りがありましたので、謹んでお詫びいたしますと共に、次のとおり訂正させていただきます。

誤 「立正校正会」

正 「立正佼成会」

**◆支所における業務**

各支所では、次の業務を行います。

①口頭審理期日

(仲介委員と申立人・被申立人が面会し直接事情をお伺いする会合)の開催

②申立書の受領

(東京事務所に転送し正式受理となります。)

③和解の仲介手続きに関する説明

(支所では申立の適否に関する相談、申立金額に関する相談等、法律相談を行うことはできません。)

**◆業務時間**

各支所とも、平日(月～金曜日)午前9時～午後5時

**【お問い合わせ先】**

原子力損害賠償紛争解決センター

電話 0120-377-1155

**町民掲示板**

**茨城**

**茨城県に避難の大熊町の皆さんへ**

大熊町避難者コミュニティ「我ら故郷を創新する積小為大の会」について、毎月定例会を開催しております。私たちは、皆さんの参加を待っています。そして茨城県以外の隣接県の方の参加も大歓迎です。

**◆次回開催**

◇日時：7月22日(日) 午前9時～12時30分

◇場所：社団法人茨城県産業会館  
(水戸市桜川2-2-35)

**◆【お問い合わせ・連絡先】**

野田 朋弘 (日立市) 電話 090-8423-5608

**【信条】**

私たち一人ひとりが、我ら故郷の再興に責任ある行動をとりたい！！

藤咲流日本舞踊・歌謡舞踊  
**松寿会舞踊発表会** 一復興を願ひ—

大熊町で教室を開いておりましたが、原発事故により私を始め門下生共に、県内外に避難しております。

そんな中ですが、発表会を開催いたします。会場で皆さんにお会いできることを楽しみにしております。

ぜひご来場ください。

会主 藤咲松寿  
(川村明子)

ミニ歌謡ショー・カラオケ・箏曲など盛りだくさん

◆日時：8月11日(土) 12時開場/12時30分開演

◆会場：いわき市文化センター 大ホール  
(いわき市平字堂根1-4)



◆入場：無料

◆後援：藤咲松翠後援会・大熊町教育委員会  
福島民友新聞社・福島民報社

**福島**

**県北地方大熊町避難者交流会を開催します**

福島市や伊達市等に避難されている町民の皆様、第2回、第3回目の交流会を開催しますので、ぜひご参加ください。

**◆日時**

7月21日(土) 午前9時～午後1時

8月4日(土) 午前9時～午後1時

**◆場所**

コラッセふくしま 研修室A  
(福島県福島市三河南町1番20号)

**【お問い合わせ】**

代表 菅野充史 電話 090-7233-1148